

# 兵庫県公報

平成24年9月7日 金曜日 第2421号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	9
公 告	
○ 平成23年度財団法人道府県会館災害共済事業等経営状況（管財課）	9
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（阪神南県民局）	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	12

## 告 示

### 兵庫県告示第1202号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、皮革面積計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
たつの市、揖保郡太子町	平成25年3月10日（日）から同月31日（日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	その皮革面積計の所在の場所

### 兵庫県告示第1203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 毘沙門土地改良区  
退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	城 越 吉 弘	三木市吉川町毘沙門595番地の2
同	松 原 茂	同 市吉川町毘沙門552番地
同	瀧之脇 史 郎	同 市吉川町毘沙門622番地
同	岩 崎 利 昭	同 市吉川町毘沙門597番地
同	藤 田 芳 昭	同 市吉川町毘沙門13番地
監 事	田 村 陽太郎	同 市吉川町毘沙門628番地
同	岩 崎 忠 彦	同 市吉川町毘沙門916番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	城 越 吉 弘	三木市吉川町毘沙門595番地の2
同	岩 崎 利 昭	同 市吉川町毘沙門597番地
同	藤 田 芳 昭	同 市吉川町毘沙門13番地
同	藤 田 忠 司	同 市吉川町毘沙門275番地の2
同	箕 畑 秀 樹	同 市吉川町毘沙門939番地の1
監 事	岩 崎 忠 彦	同 市吉川町毘沙門916番地
同	松 原 茂	同 市吉川町毘沙門552番地

2 上田池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 田 雅 博	南あわじ市市青木125番地4
同	原 口 竹 夫	同 市市福永694番地
同	橋 本 芳 和	同 市市円行寺80番地1
同	中 川 和 夫	同 市市小井294番地
同	野 口 政 司	同 市市善光寺264番地1
同	山 口 久 雄	同 市市市202番地1
同	佐 伯 利 雄	同 市市十一ヶ所307番地
同	島 田 和 彦	同 市市三條681番地
同	中 郷 健	同 市神代社家1386番地
同	椿 原 芳 郎	同 市神代浦壁594番地1
同	田 村 寿 雄	同 市神代喜来11番地1
同	岸 野 和 正	同 市神代富田95番地1
同	山 口 駿 治	同 市神代地頭方1533番地2
同	沼 田 明 大	同 市神代地頭方1419番地
同	太 田 正 明	同 市榎列大榎列908番地
同	真 野 梅 治	同 市榎列小榎列67番地
同	富 永 智 行	同 市榎列西川223番地2
監 事	松 本 吉 史	同 市市福永684番地2
同	島 田 孝	同 市市三條598番地
同	椿 原 義 弘	同 市神代浦壁589番地
同	中 田 忠 廣	同 市榎列小榎列312番地1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 田 雅 博	南あわじ市市青木125番地4
同	天 羽 龍 文	同 市市福永631番地2
同	橋 本 芳 和	同 市市円行寺80番地1
同	前 川 利 明	同 市市小井299番地
同	塩 川 光 博	同 市市善光寺278番地
同	片 山 寛	同 市市市67番地
同	佐 伯 利 雄	同 市市十一ヶ所307番地
同	島 田 和 彦	同 市市三條681番地

同	山 田 功	同	市神代社家1435番地
同	椿 原 芳 郎	同	市神代浦壁594番地 1
同	田 村 寿 雄	同	市神代喜来11番地 1
同	国 中 章 雄	同	市神代富田66番地 2
同	山 口 駿 治	同	市神代地頭方1533番地 2
同	沼 田 明 大	同	市神代地頭方1419番地
同	太 田 正 明	同	市榎列大榎列908番地
同	真 野 梅 治	同	市榎列小榎列67番地
同	富 永 智 行	同	市榎列西川223番地 2
監 事	松 本 吉 史	同	市市福永684番地 2
同	島 田 孝	同	市市三條598番地
同	椿 原 義 弘	同	市神代浦壁589番地
同	太 田 敏 和	同	市榎列大榎列890番地



**兵庫県告示第1204号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市日高町八代字峠谷62
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1205号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市日高町知見字地殿366、367、369の2、369の4、370から372まで、374から390まで、391の1、391の4、392、393、1480の1、1522から1524まで、1527
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1206号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市日高町知見字赤城395から401まで、402の1、402の2、403、404
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1207号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市日高町森山字イヅリ神26の1から26の3まで、27、28、30、31の1、31の3から31の6まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1208号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市日高町森山字マセ原40の1、41の2、43
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1209号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市日高町森山字ヒヂリ砂55、56、57の1、58、59、字間149の1
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1210号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市日高町観音寺字万ヶ谷710の2、711の1、字タナミ712、713の1から713の4まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1211号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
篠山市今田町黒石宇コハ谷95の17
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1212号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
篠山市今田町黒石宇ネジキ96の1から96の4まで、117の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1213号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
篠山市今田町四斗谷字奥中山10の8、字白ヶ嶽46の2、今田町黒石字奥コハ谷95の1、95の72から95の74まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1214号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市青垣町大稗字高谷1079、1079の3、1079の4、1079の6、1079の7
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1215号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市青垣町遠阪字カラコ2063の2、2063の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1216号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市市島町戸平字奥ノ谷1046の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1217号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市青垣町遠阪字船座2105の1、2105の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹



波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1218号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、三木市加佐土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間  
 変更前 平成21年3月23日から平成25年3月31日まで  
 変更後 平成21年3月23日から平成26年3月31日まで
- 2 変更認可の年月日  
 平成24年8月27日

**公 告**

**平成23年度財団法人都道府県会館災害共済事業等経営状況**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から平成23年度災害共済事業等経営状況について通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 建物共済事業
 

分担金その他収入	767,894,182円
災害共済金、経費その他支出	538,643,695円
正味財産	1,713,486,317円
- 2 機械損害共済事業
 

分担金その他収入	441,397,935円
災害共済金、経費その他支出	167,033,930円
正味財産	690,861,575円



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年9月7日

阪神北県民局長 常 松 貞 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス伊丹野間北店  
 所在地 伊丹市野間北四丁目94番16ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 代表者の氏名 宇 野 正 晃  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 代表者の氏名 宇 野 正 晃  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年4月4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,207平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
45台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
35台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
30平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時00分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成24年8月3日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成24年9月7日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成25年1月7日
- (2) 提出先  
阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課  
〒665-8567 宝塚市旭町2丁目4番15号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 加古川ショッピングデパート

所在地 加古川市平岡町新在家615-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
加古川商工開発株式会社	橋 本 忠 明	加古川市加古川町粟津26番地の2
みずほ信託銀行株式会社	野 中 隆 史	東京都中央区八重洲一丁目2番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	松 井 博 史	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
株式会社大道兄弟商会	大 道 洋 子	姫路市駅前町316番地
株式会社トップチェーン	吉 田 正	加古川市加古川町木村46-4

外39者

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社日の出	岡 田 洋 一	加古川市尾上町今福565番地
株式会社やすむら	安 村 義 光	加古川市野口町野口795番地の11

外37者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前9時（ただし、年間31日は午前8時）	午後11時
株式会社ティンクル 外40者	午前10時（ただし、年間124日は午前9時）	午後9時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前7時	午後11時
株式会社ティンクル 外38者	午前10時（ただし、年間124日は午前9時）	午後9時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

駐車場	開店時刻	閉店時刻
A駐車場	午前8時30分（ただし、年間31日は午前7時30分）	午後11時30分
B駐車場		翌午前0時30分
C駐車場		午後9時30分
D駐車場		

イ 変更後

駐車場	開店時刻	閉店時刻
A駐車場	午前6時30分	午後11時30分
B駐車場		翌午前0時30分
C駐車場		午後9時30分
D駐車場		

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年6月28日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成24年8月18日
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成24年8月18日

5 届出年月日

平成24年8月15日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成24年9月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成25年1月7日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 銀ビルストアー福崎店  
所在地 神崎郡福崎町西田原字高詰1394

2 同法第8条第1項の規定により福崎町から聴取した意見の概要

- (1) 今回延長された時間帯に限らず、周辺民家への騒音、振動及び悪臭等の発生について配慮するとともに、荷さばき等の作業においても十分配慮されたい。また、既締結の福崎町公害防止協定を引き続き遵守されたい。
- (2) 青少年が駐車場等にたむろすることがないように注意する等、防犯対策に配慮されたい。
- (3) 廃棄物の分別保管を徹底し、リサイクルの推進とごみの減量化に努められたい。
- (4) 前面西側の町道中島井ノ口線が近々全線開通予定であり、周辺の交通量が増加し、交通の流れは車輛だけでなく歩行者等も含めて変化すると考えられるので、交通事故防止対策に努められたい。特に、開店時刻や来客駐車場利用可能時間の変更により、朝の通学時間帯と重なるため一層配慮されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成24年9月7日から1月間